

## 銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 銚田市、行方市及び潮来市（以下「構成市」という。）が計画しているごみ処理広域施設の整備について検討を行うため、銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果について銚田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会長（以下「会長」という。）に提言する。

- (1) 整備の目的・方針に関すること。
- (2) 環境に与える負荷に関すること。
- (3) ごみ処理施設から出る資源・エネルギーの有効利用に関すること。
- (4) その他ごみ処理に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員18名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 構成市に現住する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 構成市の議会代表者
- (4) 構成市の担当課長
- (5) 構成市のごみ処理施設長

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置くものとし、委員の中から互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、銚田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。